

熊本県公報

第 1 0 8 5 2 号
平成 14 年 6 月 24 日 (月)
(毎 週 月 ・ 水 ・ 金 発 行)

目 次

告 示

指定居宅介護支援事業所の指定……………(高 齢 保 健 福 祉 課) 1
 熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領……………(会 計 課) 1
 身体障害者福祉法の規定による医師の指定……………(障 害 保 健 福 祉 課) 1
 身体障害者福祉法の規定による医療機関の指定……………(") 2
 熊本県木材産業等高度化推進資金融資制度要項の一部を改正する要項……………(林 業 振 興 課) 2
 熊本県木材産業等高度化推進資金融資制度に係る合理化計画の認定基準の一部改正……………(") 10
 指定居宅サービス事業所の指定……………(高 齢 保 健 福 祉 課) 10

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更届出に対する市町村からの意見……………(商 工 政 策 課) 11
 "……………(") 11
 換地処分……………(農 地 建 設 課) 11
 登 載 依 頼
 教育委員会の会議の開催……………(教 育 委 員 会) 11

告 示

熊本県告示第 505 号
 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。
 平成 14 年 6 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日
株式会社ゼンシン熊本北部ケアセンター 鹿本郡植木町岩野 1585	株式会社ゼンシン	平成 14 年 6 月 13 日

熊本県告示第 506 号
 熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。
 平成 14 年 6 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領
 熊本県収納代理金融機関事務取扱要領(昭和 60 年熊本県告示第 271 号の 11)の一部を次のように改正する。

別表第 1 肥後銀行松橋支店の項中

「	肥後銀行松橋支店	熊本第一信用金庫松橋支店 熊本県信用組合松橋支店	」を
「	肥後銀行松橋支店	熊本第一信用金庫松橋支店	」に改める。

附 則

この要領は、平成 14 年 8 月 12 日から施行する。

熊本県告示第 507 号
 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 1 項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成 14 年 6 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

診療科目	医師氏名	指定年月日	医療機関及びその所在地
整形外科	江島 恒郎	平成 10 年 8 月 24 日	医療法人信岡会菊池中央病院 菊池市隈府 494
整形外科	吉野 和孝	平成 5 年 4 月 19 日	吉野整形外科 宇土市高柳町 206-6
内科	成瀬 正浩	平成 11 年 7 月 16 日	医療法人玉和会玉名第一クリニック 玉名市築地 79-1
内科	中川 棊	昭和 56 年 2 月 5 日	医療法人中山会中山記念病院 菊池郡西合志町須屋 702
呼吸器科	大村 春孝	平成 13 年 9 月 18 日	医療法人社団坂梨会阿蘇温泉病院 阿蘇郡阿蘇町内牧 1153-1

熊本県告示第 508 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 19 条の 2 第 1 項に規定する医療機関を次のとおり指定した。

平成 14 年 6 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

医療機関名	所在地	担当すべき 医療の種類	指定年月日
植木町国民健康保険植木病院	鹿本郡植木町舞尾 634	心臓脈管外科	平成 14 年 6 月 14 日
愛薬局	菊池市大琳寺 241-18	調剤	平成 14 年 6 月 14 日
寿薬局上町店	菊池市隈府 1324	調剤	平成 14 年 6 月 14 日
緒方薬局	菊池市隈府 883-2	調剤	平成 14 年 6 月 14 日
岡山薬局	菊池市隈府 134	調剤	平成 14 年 6 月 14 日
深川調剤薬局	菊池市深川 411-7	調剤	平成 14 年 6 月 14 日
そうごう薬局菊池店	菊池市隈府 472-5	調剤	平成 14 年 6 月 14 日
ひばり薬局	八代市竹原町 1658-2	調剤	平成 14 年 6 月 14 日
日本調剤八代薬局	八代市本町 1-8-37	調剤	平成 14 年 6 月 14 日
江南薬局	下益城郡小川町北新田 61-4	調剤	平成 14 年 6 月 14 日

熊本県告示第 509 号

熊本県木材産業等高度化推進資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のとおり定める。

平成 14 年 6 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県木材産業等高度化推進資金融資制度要項の一部を改正する要項

熊本県木材産業等高度化推進資金融資制度要項（昭和 54 年熊本県告示第 916 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「、乾燥材供給促進資金、林業事業体体質強化促進資金、円高等環境変化対応経営改善特別資金、地域木材産業再編・近代化促進資金、経営革新等促進資金」を削り、「コスト低減促進資金」の次に「、構造改革促進資金」を加える。

第 3 条第 1 項中「、乾燥材供給促進資金、林業事業体体質強化促進資金、円高等環境変化対応経営改善特別資金、地域木材産業再編・近代化促進資金、経営革新等促進資金」を削り、「コスト低減促進資金」の次に「、構造改革促進資金」を加える。

第 4 条中第 4 号から第 8 号までを削り、第 9 号を第 4 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

(5) コスト低減促進資金

ア 素材生産を行うのに必要な資金については、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む）、素材生産を行うための作業道の開設又は改良に必要な費用、作業現場から最終土場までの素材生産実施費用としての集運材のための機械・施設の使用料及び作業労賃とする。

イ 素材の引取りを行うのに必要な資金については、素材の購入代金（前渡金、予約金等を含む。）及び素材の引取りに必要な輸送費とする。

- ウ 木材製品の引取りを行うのに必要な資金については、製材等の購入代金（前渡金、予約金を含む。）及び製材等の引取りに必要な輸送費とする。
- エ 木材の加工を行うのに必要な資金については、作業労賃、電力費、燃料費、減価償却費その他の木材を加工するのに必要な資金（素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。）とする。
- オ 長期資金については、資金の回収期間が 1 年を超えるものとする。

(6) 構造改革促進資金

森林組合、中小企業等協同組合等の組合若しくはその連合会、数人共同事業体等であって、アに掲げる木材産業の構造改革の促進が見込まれるもの又は木材の製造に係る事業体（知事が木材産業等高度化推進運営協議会の意見を聴いて認定したものに限る。）であって、イに掲げる木材産業の構造改革の促進が見込まれるもの

ア 設備廃棄、製材工場の規模拡大等により再編整備又は木材の高次加工等に係る製品及び乾燥材の規模

イ 未利用資源の有効活用又は新しい木材製品の製造

第 4 条中第 10 号を第 7 号とし、第 11 号を第 8 号とし、第 12 号を第 9 号とし、第 13 号を削る。

第 6 条を次のように改める。

(木材産業経営環境変化対応特別資金、コスト低減促進資金及び構造改革促進資金の事業実施期間等)

第 6 条 木材産業経営環境変化対応特別資金は平成 10 年 12 月 11 日から平成 12 年 3 月 31 日まで、経営コスト低減促進資金は平成 12 年度から平成 16 年度までの 5 箇年間、構造改革促進資金は平成 14 年度から平成 18 年度までの 5 箇年間の事業とする。

別表 2 を次のように改める。

別表 2 (第 7 条関係)

貸付資金の種類		資 金 内 容	貸 付 条 件
1 素材生産合理化資金	(1) 素材生産資金	立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。） 素材生産を行うための作業道の開設又は改良に必要な費用、作業現場から最終土場までの素材生産実施費用としての集運材のための機械施設の使用料及び作業労賃	利率 短期運転資金 年 1.50 パーセント 長期運転資金 (資金の回収期間が 1 年を超えるもの) 年 2.25 パーセント
	(2) 素材引取資金	素材購入代金（前渡金、予約金、木材市場における卸売取引に係る決済資金等を含む。） 及び素材の引取りに必要な輸送費	償還期限 短期運転資金 1 年以内 長期運転資金 5 年以内 (うち据置期間 1 年以内) 貸付限度額 素材生産資金 1 億円 (林野庁長官の定める基準に該当する場合にあっては 2 億円を超えない範囲内で林野庁長官の承認を受けて別に定める額) 素材引取資金 1 億円 (林野庁長官の定める基準に該当する場合で、2 億円（林野庁長官の定める場合にあっては、4 億円）

			を越えない範囲内で 林野庁長官の承認を 受けて別に定める額)
2 製品流通合 理化資金		製材等購入代金（前渡金、予約金、木材市場における卸売取引に係る決済資金等を含む。）及び製材等の引取りに必要な輸送費	利率 短期運転資金 年 1.50 パーセント 長期運転資金 （資金の回収期間が 1年を超えるもの） 年 2.25 パーセント 償還期限 短期運転資金 1年以内 長期運転資金 5年以内 （うち据置期間 1年 以内） 貸付限度額 1億円 （林野庁長官の定め る基準に該当する場 合で、2億円（林野 庁長官の定める場合 にあつては、4億円） を越えない範囲内で 林野庁長官の承認を 受けて別に定める額)
3 間伐等促進 資金		ア 間伐等に係る立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）素材生産を行うための作業道の開設又は改良に必要な費用、作業現場から最終土場までの素材生産実施費用としての集運材のための機械施設の使用料及び作業労賃 イ 間伐材等の素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における卸売取引に係る決済資金等を含む。）及び間伐材等の素材の引取りに必要な輸送費 ウ 間伐材等に係る加工丸太及び製材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における卸売取引に係る決済資金等を含む。）並びに間伐材等に係る加工丸太及び製材の引取りに必要な輸送費 エ 作業労賃、電力費、燃料費、減価償却費その他の木材を加工するのに必要な資金（素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。）	利率 短期運転資金 年 1.50 パーセント （林野庁長官の定め る貸付に係るものは 1.40 パーセント） 長期運転資金 （資金の回収期間が 1年を超えるもの） 年 2.25 パーセント （林野庁長官の定め る貸付に係るものは 2.10 パーセント） 償還期限 短期運転資金 1年以内 長期運転資金 5年以内 （うち据置期間 1年 以内） 貸付限度額 1億円

			<p>(林野庁長官の定める基準に該当する場合にあっては2億円を超えない範囲内で林野庁長官の承認を受けて別に定める額)</p>
<p>4 木材産業経営環境変化対応特別資金</p>		<p>ア 素材生産を行うのに必要な資金については、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）素材生産を行うための作業道の開設又は改良に必要な費用、作業現場から最終土場までの素材生産実施費用としての集運材のための機械・施設の使用料及び作業労賃</p> <p>イ 素材の引取りを行うのに必要な資金については、素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材の引取りに必要な輸送費</p> <p>ウ 木材製品の引取りを行うのに必要な資金については、製材等の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び製材等の引取りに必要な輸送費</p> <p>エ 長期資金については、資金の回収期間が1年を超えるもの</p>	<p>利率 短期運転資金 年 1.40 パーセント 長期運転資金 (資金の回収期間が1年を超えるもの) 年 2.10 パーセント</p> <p>償還期限 短期運転資金 1年以内 長期運転資金 5年以内 (うち据置期間1年以内)</p> <p>貸付限度額 1億円 (林野庁長官の定める基準に該当する場合で、2億円(林野庁長官の定める基準に該当する場合にあっては4億円) を超えない範囲内で林野庁長官の承認を受けて別に定める額)</p>
<p>5 コスト低減促進</p>		<p>ア 素材生産を行うのに必要な資金については、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）素材生産を行うための作業道の開設又は改良に必要な費用、作業現場から最終土場までの素材生産実施費用としての集運材のための機械・施設の使用料及び作業労賃</p> <p>イ 素材の引取りを行うのに必要な資金については、素材の購入代金（前渡金、予約金等を含む。）及び素材の引取りに必要な輸送費</p> <p>ウ 木材製品の引取りを行うのに必要な資金については、製材等の購入代金（前渡金、予約金等を含む。）及び製材等の引取りに必要な輸送費</p> <p>エ 木材の加工を行うのに必要な資金については、作業労賃、電力費、燃料費、減価償却費その他の木材を加工するのに必要な資</p>	<p>利率 短期運転資金 年 1.40 パーセント 長期運転資金 (資金の回収期間が1年を超えるもの) 年 2.10 パーセント</p> <p>償還期限 短期運転資金 1年以内 長期運転資金 5年以内 (うち据置期間1年以内)</p> <p>貸付限度額 1億円 (林野庁長官の定める基準に該当する場</p>

		<p>金（素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。） オ 長期資金については、資金の回収期間が1年を超えるもの</p>	<p>合で、2億円（林野庁長官の定める基準に該当する場合にあっては4億円）を超えない範囲内で林野庁長官の承認を受けて別に定める額）</p>
<p>6 構造改革促進資金</p>		<p>ア 素材生産を行うのに必要な資金については、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）素材生産を行うための作業道の開設又は改良に必要な費用、作業現場から最終土場までの素材生産実施費用としての集運材のための機械・施設の使用料及び作業労賃 イ 素材の引取りを行うのに必要な資金については、素材の購入代金（前渡金、予約金等を含む。）及び素材の引取りに必要な輸送費 ウ 木材製品の引取りを行うのに必要な資金については、製材等の購入代金（前渡金、予約金等を含む。）及び製材等の引取りに必要な輸送費 エ 未利用資源の引取りを行うのに必要な資金については、未利用資源の購入代金（前渡金、予約金等を含む。）及び未利用資源の引取りに必要な輸送費 オ 木材の加工を行うのに必要な資金については、作業労賃、電力費、燃料費、減価償却費その他の木材を加工するのに必要な資金（素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。また、未利用資源の有効活用に係る事業体については環境保全施設に係る作業労賃、電力費、燃料費を含む。） カ 木材の乾燥を行うのに必要な資金については、作業労賃、電力費、燃料費、減価償却費その他の木材を乾燥するのに必要な資金（素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。） キ 新しい木材製品の製造を行うのに必要な資金であって、研究機関への技術開発委託費、実用化に必要な作業労賃、電力費、燃料費及び市場開拓費 ク 長期の運転資金については、資金の回収期間が1年を超えるもの</p>	<p>利率 短期運転資金 年 1.40 パーセント 長期運転資金 （資金の回収期間が1年を超えるもの） 年 2.10 パーセント 償還期限 短期運転資金 1年以内 長期運転資金 5年以内 （うち据置期間1年以内） 貸付限度額 1億円 （林野庁長官の定める基準に該当する場合にあっては2億円を超えない範囲内で林野庁長官の承認を受けて別に定める額）</p>
<p>7 木材加工流通システム整備資金</p>	<p>（1）木材高度利用加工資金</p>	<p>次の施設の改良、造成又は取得に必要な資金 クロスカットソー、ギャングリッパー、フィンガージョインター、ランバーエッジグルアー、グルースプレッター、コールドプレ</p>	<p>利率 年 2.55 パーセント （一連の製造工程に必要な施設を一括して設置する場合）</p>

		<p>ス、ホットプレス、スライサー、超仕上げかんな盤、サンダー、乾燥装置、エンドテナー、スピンドルシャパー、コーナー加工機、木工せん穴盤、ルーター、木工せん盤、角のみ盤、自動送材車付バンドソー、テーブル式バンドソー、ローラー送りバンドソー、搬送設備、刃物研削盤、集塵装置、フォークリフト、チップパー、バーカー及び原木仕訳機</p>	<p>年 2.40 パーセント 償還期限 7 年以内 (うち据置期間 1 年 6 箇月以内) 貸付限度額 8000 万円</p>
	(2) 木材市場整備近代化資金	<p>売場施設、管理棟、機械保管倉庫、輸送・搬送施設、情報事務処理施設及び焼却施設の改良、造成又は取得に必要な資金並びに用地購入費、造成費及び舗装費 ただし、用地購入については、知事の特認を必要とする</p>	<p>利率 年 2.55 パーセント (新設拡大を伴う移転又は統合に係る施設の整備) 年 2.40 パーセント 償還期限 7 年以内 (うち据置期間 1 年 6 箇月以内) 貸付限度額 (ア) 施設の改良 5000 万円 (イ) 拡大を伴う移転又は統合に係る施設の整備 (a) 素材市場 1 億 2000 万円 (b) 製品市場 1 億 8000 万円 (ウ) 新設に係る施設の整備所要資金の 80% 以内</p>
	(3) 主産地育成整備資金	<p>別に定める地域において、木材の製材、加工、貯蔵、荷さばき、販売及び展示のための施設並びにこれに附帯する施設の改良、造成又は取得に必要な資金</p>	<p>利率 年 2.40 パーセント 償還期限 7 年以内 (うち据置期間 1 年 6 箇月以内) 貸付限度額 8000 万円 (市場施設に係るものについては、木材市場整備近代化資金に同じ)</p>
8 経営高度化促進資金	(1) 立木等引取資金	<p>ア 立木購入代金(前渡金、予約金等を含む。) イ 素材又は製材等の購入代金(前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含</p>	<p>利率 短期運転資金 年 1.40 パーセント 長期運転資金</p>

		<p>む。)及び素材又は製材等の引取りに必要な輸送費</p>	<p>(資金の回収期間が1年を超えるもの) 年 2.10 パーセント 償還期限 短期運転資金 1年以内 長期運転資金 5年以内 (うち据置期間1年以内) 貸付限度額 1億円 (林野庁長官の定める基準に該当する場合にはあつては2億円を超えない範囲内で林野庁長官の承認を受けて別に定める額)</p>
(2) 木材加工資金		<p>作業労賃、電力費、燃料、減価償却費その他の木材を加工するのに必要な資金(素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。)</p>	<p>利率 短期運転資金 年 1.40 パーセント 長期運転資金 (資金の回収期間が1年を超えるもの) 年 2.10 パーセント 償還期限 短期運転資金 1年以内 長期運転資金 5年以内 (うち据置期間1年以内) 貸付限度額 5000万円</p>
(3) 木材需要拡大資金		<p>展示施設の借料、出展費、カタログ制作費、展示施設の維持に必要な人件費等</p>	<p>利率 短期運転資金 年 1.40 パーセント 長期運転資金 (資金の回収期間が1年を超えるもの) 年 2.10 パーセント 償還期限 短期運転資金 1年以内 長期運転資金 5年以内 (うち据置期間1年以内) 貸付限度額</p>

	<p>(4) 新商品 普及促進 資金</p>	<p>作業労賃、電力費、燃料、減価償却費その他の新商品の普及促進に必要な資金（素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。）</p>	<p>1000 万円 利率 短期運転資金 年 1.40 パーセント 長期運転資金 （資金の回収期間が 1 年を超えるもの） 年 2.10 パーセント 償還期限 短期運転資金 1 年以内 長期運転資金 5 年以内 （うち据置期間 1 年 以内） 貸付限度額 2000 万円</p>
	<p>(5) 原木確 保協定促 進資金</p>	<p>ア 立木又は素材の購入代金 （前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）立木又は素材の引取りに必要な輸送費及び木材の加工を行うのに必要な作業労賃、電力費、燃料、減価償却費その他の木材を加工するのに必要な資金（販売・管理費を除く。） イ 立木又は素材の購入代金 （前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び立木又は素材の引取りに必要な輸送費</p>	<p>利率 短期運転資金 年 1.40 パーセント 長期運転資金 （資金の回収期間が 1 年を超えるもの） 年 2.10 パーセント 償還期限 短期運転資金 1 年以内 長期運転資金 5 年以内 （うち据置期間 1 年 以内） 貸付限度額 3 億円 （林野庁長官の定める基準に該当する場合にあっては 4 億円を超えない範囲内で林野庁長官の承認を受けて別に定める額）</p>
<p>9 林業経営安定化促進資金</p>		<p>素材生産に係る請負契約に基づく前渡金及び中間払い金</p>	<p>利率 短期運転資金 年 1.40 パーセント 長期運転資金 （資金の回収期間が 1 年を超えるもの） 年 2.10 パーセント 償還期限 短期運転資金 1 年以内</p>

		長期運転資金 5 年以内 (うち据置期間 1 年 以内) 貸付限度額 1000 万円
--	--	---

附 則

- 1 この要項は、告示の日から施行する。
- 2 改正後の熊本県木材産業等高度化推進資金融資制度要項の規定は、平成 14 年 4 月 1 日以降に指定金融機関が貸し付ける木材産業等高度化推進資金について適用し、同日前に貸し付けた同資金については、なお従前の例による。
- 3 この要項の施行日の前に認定を受けた乾燥材供給促進資金及び経営革新等促進資金の借受けに係る合理化計画は、構造改革促進資金の借受けに係る合理化計画として認定されたものとする。

熊本県告示第 510 号

平成 5 年 12 月 17 日熊本県告示第 1032 号(熊本県木材産業等高度化推進資金融資制度に係る合理化計画の認定基準)の一部を次のように改正し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。
平成 14 年 6 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 2 の (1) オからキまでを次のように改める。
 - オ 木材産業経営環境変化対応特別資金に係る基準
経営環境の変化に対応して行う素材の生産若しくは引取又は木材製品の引取りに係る当該事業体における事業に直接従事する従業員 1 人当たりの取扱規模が増大すると見込まれること。
 - カ コスト低減促進資金に係る基準
素材の生産又は素材若しくは木材製品の引取若しくは加工に係る当該事業体における事業に直接従事する従業員 1 人当たりの生産量が合理化計画期間内におおむね 2 割以上増大することが確実と見込まれること。
 - キ 構造改革促進資金に係る基準
 - (ア) 木材の高次加工等に係る製品又は乾燥材の生産の規模が確実に増大すると見込まれること。
 - (イ) 木材産業の構造改革の促進に対応して行う素材の生産若しくは引取り又は木材製品若しくは未利用資源の引取り若しくは加工に係る当該事業体における事業に直接従事する従業員 1 人当たりの取扱規模(木材製品の規格化を推進するため構造改革促進資金を借り受けようとする JAS 認定業者等に係る取扱規模にあっては、木材 JAS 製品の生産の規模を含む。)が増大すると見込まれること。
 - (ウ) 新しい木材製品の製造を行う者については、合理化計画期間の 3 年度目から実用化された木材製品の事業化が確実と見込まれること。
 - (エ) 当該資金を借り受けて行うことが計画された事業が知事が作成する構造改革プログラムに掲げる目標の達成に資するものであること。
- 2 の (1) 中コをクとする。
- 2 の (2) 中「第 10 号及び第 11 号まで」を「第 8 号及び第 9 号」に改め、アの (ウ) を削り、(エ)を(ウ)とし、2 の (2) のイの (ア) の c を次のように改める。
 - c 要項第 4 条第 4 号イの (1) の流域の林業の振興を図ることを目的として立木の取得又は譲渡を行う団体(以下「流域林業サービスセンター」という。)が構造改善計画の申請者であるものにおいて、次のとおりとする。
 - (a) 当該団体と共同して当該構造改善計画を申請する者が素材生産業を営む者を含むものであること。
 - (b) 流域林業サービスセンターから立木の供給を受ける素材生産業を営む者が、要項第 4 条第 8 号の経営高度化促進資金及び同条第 9 号の林業経営安定か促進資金を借り受けようとする者以外の者であり、a の基準を満たしていること。

熊本県告示第 511 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。
平成 14 年 6 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【 福 祉 用 具 貸 与 】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ケアパーク水俣 水俣市浜町一丁目 7-1	ケアパーク株式会社	平成 14 年 6 月 7 日

公 告

熊本県公告第 522 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により鏡町から意見書の提出あったので、同法第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 14 年 6 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニコニコ堂鏡店
熊本県八代郡鏡町大字上鏡西浜無田 1148
- 2 市町村意見の概要
意見なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び八代地域振興局振興調整室
平成 14 年 6 月 24 日から平成 14 年 7 月 23 日まで

熊本県公告第 523 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により牛深市から意見書の提出あったので、同法第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 14 年 6 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニコニコ堂牛深店
熊本県牛深市牛深町大池田 1545-5
- 2 市町村意見の概要
特になし。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び天草地域振興局振興調整室
平成 14 年 6 月 24 日から平成 14 年 7 月 23 日まで

熊本県公告第 524 号

県営山東地区（第 4-3 工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成 14 年 6 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登 載 依 頼

熊本県教育委員会公告第 33 号

熊本県教育委員会の会議を次のとおり開催する。

平成 14 年 6 月 24 日

熊本県教育委員会委員長 今 村 潤 子

- 1 開催日時
平成 14 年 7 月 2 日（火）午後 1 時 30 分から
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁行政棟新館 7 階 教育委員会室
- 3 議題（予定）
 - 1 教育職員免許状に関する規則の一部改正について
 - 2 熊本県社会教育委員の委嘱について
 - 3 熊本県立図書館協議会委員の委嘱について
 - 4 熊本県スポーツ振興審議会委員の委嘱について

- 5 その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - 1 傍聴受付は、会議当日午後 1時から会議の会場前で行い、傍聴人受付簿に住所及び氏名を記入した傍聴希望者に傍聴整理券を配付する。
 - 2 午後 1時 20分に、傍聴整理券と引き換えに傍聴券を交付する。ただし、傍聴希望者が定員を超えるときは、午後 1時 20分に受付を終了し、抽選により傍聴人を決定する。傍聴希望者が定員に満たないときは、定員に達するまで、先着順に受付を行い傍聴券を交付する。
 - 3 傍聴人は、係員に傍聴券を提示し、その指示に従って、会議の会場に入ることができる。
- 6 非公開の案件
議決により非公開とされた案件は、傍聴できない。
- 7 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目 18番 1号
熊本県教育委員会事務局総務企画課総務係
(電話 096-383-1111 内線 6613)